

蒲郡市医療的ケア等審議会設置要綱

(設置)

第1条 市立の保育所、小学校、中学校、義務教育学校又は放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）に通う医療的ケアが必要な児童及び重症心身障害をもつ児童（大島分類の1から4までの範囲に該当する者をいう。）（以下「医療的ケア児等」という。）に対し、保育所等において医療的ケア及び日常生活上又は活動上における必要な専門的支援等（以下「医療的ケア等」という。）を行う保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を派遣することについて審議及び決定し、安全な実施について検討するため、蒲郡市医療的ケア等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項に規定する医療行為（医療的ケア児等の主治医の指示に基づき行われるものに限る。）で医療機関以外の場所で日常的に継続して行われる医療行為を指し、病気治療のための入院又は通院で行われる医療行為は含まれないものとする。

(所掌事項)

第3条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 医療的ケア児等への看護師等派遣の審議及び決定に関すること。
- (2) 医療的ケア等の実施体制及び安全に関すること。
- (3) その他医療的ケア等に関し、必要な事項の協議に関すること。

(組織等)

第4条 審議会は、会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、こども健康部長をもって充て、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指定する者がその職務を代理する。
- 4 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 蒲郡市こども健康部子育て支援課に属する者
 - (2) 蒲郡市児童発達支援センターに属する者
 - (3) 蒲郡市教育委員会学校教育課に属する者
 - (4) その他市長が必要と認める者

(審議会の開催)

第5条 審議会は会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めたときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、蒲郡市児童発達支援センターにおいて行う。

(守秘義務)

第7条 委員及び審議会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月28日から施行する。